

「個別の教育支援計画」を 作成・活用しましょう！



子どもの笑顔をみんなで支援

「個別の教育支援計画」は、保護者を含めた教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関が、子どもの状況や教育的支援の目標・内容等の情報を共有し、適切な指導と必要な支援を行うためのツールです。その作成と活用により関係機関との連携を深め、多くの人々との関わりの中で子どもの生活の充実を目指していきます。

また、「個別の教育支援計画」などの連携ツールを就学先、進学先、就労先などに引き継ぎ、一人ひとりの支援方法や支援内容を切れ目なく継続させていきます。

つなげる計画・・・
・・・つながる支援



保護者の皆様へ

「個別の教育支援計画」の作成には、保護者の御協力が不可欠です。一緒に作成していただくことで、お子さんの教育内容や必要な配慮を共有することができます。

「個別の教育支援計画」は、作成することが目的ではなく、活用することに意義があります。関係機関との連携の際には、積極的に活用してください。

関係機関の皆様へ

子どもへの適切な教育的支援を行うためには、関係機関の方々の御協力が不可欠です。保護者や学校との連携に、御理解と御協力をお願いします。



平成30年12月
山梨県教育委員会

A票の記載内容は・・・

・本人に関するプロフィールと、関係機関との連携や支援の記録を記入します。

個別の教育支援計画A票①

記入する内容に応じて、枠の大きさを変更するなどの工夫をしてください。

本人氏名（フリガナ）	性別	生年月日	住所		
			〒		
保護者氏名（フリガナ）	電話番号		住所		
			〒		
本人との続柄（ ）					
診断名（診断機関名・診断年月日）					
<p>診断名（病名や障害名）がある場合には記入します。</p>					
家族構成					
氏名	続柄	勤務先・学校・園名（学年）等	氏名	続柄	勤務先・学校・園名（学年）等
	本人				
諸検査等の記録（検査の名称、結果、検査機関名、検査年月日を記入）					
<p>知能検査や発達検査等の記録を記入します。新たに検査等を行った場合には、卒園・卒業時まで、追加して記入します。</p>					
手帳の取得・更新					
手帳の種類	等級（障害の程度）		交付日	再認定期月・再判定時期等	
<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の情報を記入します。</p>					
作成年月日及び作成者氏名					
年月日	保護者（続柄）		担任		
<p>作成者名は、保護者と担任の連名です。実際に作成に関わった保護者や学校関係者の名前を記入します。作成時から、卒園・卒業時まで、追加していきます。</p>					

保護者の方と一緒に作成することで、子どものことをじっくり話し合うことができました。また、保護者の悩みも知ることができ、福祉や行政と連携を始めるきっかけになりました。



個別の教育支援計画A票②

本人氏名（ ）

連携及び支援の記録		
年月	年齢	内容
<p>本人に対し、いつごろ（何歳頃）、どのような連携や支援がされてきたか時系列に沿って、卒園・卒業時まで、追加して記入します。必要に応じて就学前の検診や相談等についても記入します。</p>		

B票の記載内容は・・・

- ・本人・保護者の願い、支援目標と評価を記入します。
- ・家庭や学校等における状況と「合理的配慮」を記入します。
- ・本人に関する機関について記入します。

個別の教育支援計画B票①		(年度)	
本人氏名(フリガナ)	学年	園・学校名	作成年月日
		名称:	年 月 日
		住所:	作成者氏名
		電話番号:	保護者
			担任
本人・保護者の願い	本人・保護者の現在や将来に向けた願いを具体的に記入します。		
支援目標	長期	本人・保護者の願いを踏まえ、概ね3年後の姿を想定し、目標を設定します。基本的に3年間は同じ目標になりますが、評価をする中で必要があれば変更します。	
	短期	長期目標の達成を目指し、概ね1年後に達成可能な目標を具体的に設定します。	
家庭や学校等における状況(必要な項目に記入すること)	健康	発作やアレルギー、医療的ケア等の状況について記入します。	(服薬の状況) 薬の種類や留意事項等を記入します。
	心理(情緒)	心的な状態や情緒の安定に関すること、活動への意欲等について記入します。	
	認知(学習)	理解・判断・記憶等の認知面や、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論するなどの学習の基礎となる能力、興味・関心、学習の状況等について記入します。	
	身体の動き	運動面、歩行、手指の動き等、日常生活に必要な基本的な動作等の状況について記入します。	
	コミュニケーション	言語の発達、コミュニケーションの状況や手段、その活用等について記入します。また他者との関わりや集団への参加に関すること等について記入します。	
	その他	上記以外で「合理的配慮」の提供につながる状況があれば記入します。	
合理的配慮	<p>「合理的配慮」を記入します</p> <p>「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、関係機関から提供される情報等を踏まえ、本人・保護者との合意形成を図った上で記入します。</p> <p>「学校における合理的配慮の観点」(※)を踏まえ、検討してください。</p> <p>本人や保護者と将来を見通した話をすることができました。 話し合いながら一緒に記入することで、家庭での様子もよくわかり、必要な合理的配慮について確認することができました。</p>		
評価	1年間の取り組みから支援目標(短期)の達成状況を評価します。また、支援目標(長期)の見直しが必要となった場合には、その理由を記入します。		



個別の教育支援計画B票②

本人に関する機関

関係機関 担当者 連絡先・電話番号 主な支援内容 関係機関における主な支援内容を記入します。必要があれば、支援目標も記入します。	主な支援内容 本人氏名 (幼 小 中 高 年) 保護者氏名 連絡先・電話番号 教育 所属校 担任 連絡先・電話 関係機関と共有したい支援内容を中心に記入します。	関係機関 担当者 連絡先・電話番号 主な支援内容 関係機関 担当者 連絡先・電話番号 主な支援内容
--	--	--

情報を共有することについて、A票、B票のいずれかのみ同意する場合は、同意しない方を棒線で消します。

・この「個別の教育支援計画」の記載内容に同意します。 平成 年 月 日 本人氏名 印
 ・上記の関係機関の間で、この「個別の教育支援計画」(A票・B票)の情報を共有することに同意します。 平成 年 月 日 保護者氏名 印

「個別の教育支援計画」の作成・活用に当たって・・・

- ・「個別の教育支援計画」は、関係機関等と情報共有しながら作成しましょう。また、実際の活用場面においては、支援目標や「合理的配慮」などの子どもの支援に係る情報について関係機関と共有し、相互連携した支援をめざしましょう。
- ・入学、進級、進学、転学等の際には、「個別の教育支援計画」を活用して支援を引き継ぎましょう。子どもが安心して学ぶ環境を整えるためには、適切な指導や必要な支援を継続させる必要があります。そのために、送り出す側、迎える側の双方が丁寧な連携を図ることが大切です。また、卒業して社会に出ていく際は、円滑に支援を移行させるため、A票・B票に加えてC票（個別移行支援計画）も作成・活用しましょう。
- ・「個別の教育支援計画」に記載する内容は、高度な個人情報です。「個別の教育支援計画」については、公立小中学校は、各市町村の個人情報保護条例、県立学校は「山梨県個人情報保護条例」、私立学校は「個人情報の保護に関する法律」に照らして慎重に管理し、作成・連携については保護者の同意が必要です。

詳しい内容については

『「個別の教育支援計画」の作成と活用の手引き(平成30年12月山梨県教育委員会)』
をご覧ください。

山梨県のホームページから
ダウンロードできます。

- 本リーフレットについてのお問い合わせ先
山梨県教育庁高校改革・特別支援教育課
特別支援教育担当



山梨県 特別支援教育

検索

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1
電話 055-223-1752
FAX 055-223-1768

イラスト:出町書房